

特定接種の議論の進め方の留意事項①

社会機能分科会(第2回)

資料1

新型インフルエンザの発生状況の想定、企業の事業継続の方針、インフルエンザワクチンの効果等を踏まえて検討する必要がある。

■ 新型インフルエンザの発生状況の想定

ー 国民の25%が罹患

※100人の組織のうち、25人が流行期間(約8週間程度)に交互に罹患し、1週間～10日程度、交互に欠勤する。

※**ピーク時**に発症して欠勤する割合は**5%程度(約5名)**と考えられる。

■ 企業の事業継続の方針(「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」における考え方)

ー 従業員の40%程度が欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込む

※従業員の罹患のほか、学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小などにより、共働き世帯等は出勤が困難となる場合がある

※流行の初期段階(国内発生早期)では、同じ職場で罹患者が発見された場合や同居家族が罹患した場合、濃厚接触者として自宅待機(最大10日間)するケースが想定される

※ただし、罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する

資料:「新型インフルエンザ対策ガイドライン(事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン)(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日)」等を参考に作成

特定接種の議論の進め方の留意事項②

■インフルエンザワクチンの医学的効果と欠勤者減少効果について

＜備蓄ワクチンに期待される医学的効果＞

- ー 備蓄ワクチンの医学的効果(発病防止効果、重症化防止効果等)は、発生したインフルエンザウイルスの亜型やクレードに依存するため、発生前の現時点では不確かである。

＜ワクチンに期待される欠勤者減少効果＞

- ー ワクチンの医学的効果が季節性インフルエンザワクチン並みにあったと仮定しても、欠勤の原因は、欠勤者本人の罹患によるものは少なく、むしろ患者との濃厚接触による自宅待機、家族が罹患したことによる看病、学校閉鎖等による子供の世話等によるものが多くを占めるため、欠勤者を減らすワクチン効果は極めて限定される。
- ※ ワクチンが無い場合(医学的効果が期待できない場合を含む)も想定し、登録事業者には、重要業務への重点化のほか、社員の衛生管理(発熱した社員の出勤停止、手洗い、咳エチケットなど)等を含めて、ワクチン接種を前提としない、業務継続を計画していただく必要がある。

■その他、第一次案に記載された考慮事項

また、ワクチン接種の順位は国民全てに関わるため、倫理面を含め、様々な意見が想定されるため、今後、検討を進めるに当たっては、次の点に配慮する必要がある。

- ・ 対象者の選定や順位の考え方等をできる限り明らかにする
- ・ 議論の透明性を確保する
- ・ 多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行う

資料:「新型インフルエンザ対策ガイドライン(事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン)(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日)」等を参考に作成